

新防衛大綱は何を狙っているか

国富 建治

戦争する国家への「三点セット」

昨春秋の臨時国会で、「国家安全保障会議（日本版NSC）設置法」と「秘密保護法」を無理やり成立させた安倍政権は、臨時国会終了後の12月17日、「国家安全保障基本戦略」新「防衛計画大綱」（平成26年度以降に係る防衛計画の大綱）、及び「中期防衛力整備計画」の三点セットを閣議決定した。

この三点セットは、文字通り「セット」であって統一的に捉える必要がある。またそれは安倍首相が今年1月の通常国会施政方針演説ではっきりと打ち出した「積極的平和主義」の内容や、いま問題となっている「集団的自衛権」の行使を「合憲化」する動きとも緊密に結びついている。

実は前回の防衛計画大綱、すなわち菅民主党政権の下で、2010年12月17日に閣議決定された「防衛大綱」の場合も、1976年

三木内閣の下で作成された「防衛大綱」以来続いてきた「基盤的防衛力」構想を大きく転換させるものだった。

「基盤的防衛力」とは何だったか。それは日本が「力の空白」を生じさせて周辺地域の「不安定要因」とならないように「最低限の戦力」を持つという考え方だった。しかし2010年、菅政権の下での「防衛大綱」は、テロや「離島侵攻」事態などに備えて、機動性・即応性を重視した「動的防衛力」を築き上げるといふ戦略を新しく打ち出した。それは中国の軍事力と日本近海への進出が「懸念事項」であり、北朝鮮のミサイル発射や核実験を「不安定要因」とする情勢認識に基づいたものだ。つまり明らかに中国・北朝鮮を現実的脅威Ⅱ（仮想敵と認識し、この脅威に機動的に対処することが2010年「防衛大綱」の新基軸だった）。

おりから2010年9月には「尖閣」付近で中国漁船と海保巡視船の衝突事件があり、領土問題をめぐる日中間の紛争がクローズアップされてきたこともあり、それに対応したものかと思われるかもしれないが、実はそれだけではない。この「動的防衛力」構想とは、実は2010年2月のQDR（四年ごとの戦略見直し）で米国が打ち出したジョイント・エア・シー・バトル（JASB）構想の

引き写しである。

JASBは中国を対象として念頭において上で、空と海の兵力を一体的に運用し、空・海軍力を最大限に引き出すことをねらった新安全保障戦略である。この海空重視と陸自のリストラという2010年の「防衛大綱」は、中国を意識した米国の東アジア重視の軍事戦略に自衛隊の軍事力を完全に一体化させるものだった。本来ならば、2010年の「防衛大綱」は、その前年の2009年末に作られるはずのものであった。しかし鳩山政権成立による日米関係の「不安定化」もあって、この大綱作成は一年先送りになった。そして菅政権の下で、軍事戦略における日米一体化が回復することになったのである。

米国のパワーの衰えと独自の「国益拡大」構想する日本

それでは、安倍政権の下での新しい「防衛計画大綱」は2010年のものと、どの点で違っていると考えるべきなのか。次に、この問題に踏み込んでみたい。

今回の新「防衛大綱」の第一の特徴は、「我が国を取り巻く安全保障環境」の項で、「米国は依然として世界最大の国力を有しており、世界の平和と安定のための役割を引き続き果たしていくと考えられる」と書いているもの

の、「中国、インド等の更なる発展及び米国の影響力の変化に伴うパワーバランスの変化」「国際社会の多極化」という表現で、事実上アメリカの秩序形成・維持・安定化能力、すなわち覇権的地位の後退が、印象づけられている点である。

これはもちろん「日米同盟を基軸」とした安全保障という枠組みを否定するものではない。「防衛計画大綱」が、米国の国防当局との綿密なすりあわせ・合意の下に作成されていることは確かである。しかし私には、従来のように米国の世界的軍事戦略に一方的に組み込まれるわけではない、日本独自の構想への志向が明らかに見てとれるのではないか、と思える。

そのことは「大綱」と一体の「国家安全保障戦略」の中の「戦略的アプローチ」の内容として、「国際社会の課題を主導的に設定し、能動的に国益を増進する力を蓄える」ことが押し出されていることと大きく関連している。同戦略は「実効性の高い統合的な防衛力の効率的な整備」「領域保全のための海洋監視能力の強化、国境離島、防衛施設周辺の土地利用のあり方の検討」「開かれ安定した海洋」の維持・発展に主導的な役割発揮、日本の資源輸送路沿岸国の海上保安能力の向上支援」「サイバー攻撃への対応能力強化」などが並んでいる。また「防衛装備品の活用による平和貢献・国際協力への積極的関与、共同開発に参画」と武器輸出三原則の見直しや宇宙空

間の軍事的活用への積極的姿勢も目立っている。

「国家安全保障戦略」が土台になって「防衛計画大綱」が策定される以上、双方の文面には完全に重なることが多いのだが、私は「戦略」の中の「国際社会の課題の主導的設定」とか「能動的に国益を増進」という言葉に注目したい。これは「日米同盟」を前提としつつも、アメリカのパワーの衰退と「多極化」の中で、従来のように米国の軍事戦略の一角を担うというだけではない、独自の戦略の追求という色合いを強く感じさせる。まさしくそこに「安倍カラー」があり、日本が、中国や韓国との間に「領土」をめぐる紛争をエスカレートさせて米国の「国益」（中国との安定的な国際関係の維持は米国にとっての至上命題）を脅かすことに米国の支配層は神経をとがらせているのではないか。

「グレイゾーン」と「シームレス」

次に「大綱」が提起する問題で、今回新しく強調されているのは「領土や主権、海洋における経済権益等をめぐるグレイゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これらがより重大な事態に転じる可能性」が指摘されていることである。新「防衛大綱」が、2010年の旧「防衛大綱」策定時に比べて「様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・尖鋭化してきており」「我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増し

ている」としているのは、この「グレイゾーン」の恒常化という把握につながっている。

「グレイゾーン」とは「純然たる平時でも有事でもない事態」とされているが、まさにこの「グレイゾーン」への対応、たとえば「尖閣」をめぐる中国との緊張関係の日常化への対応が、逆に偶発的武力衝突への可能性を促進してしまいう危険性について、十分に注意する必要があるだろう。

新「防衛大綱」は述べる。「グレイゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加しており、……平素から、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動を行うとともに、事態の推移に応じ、訓練・練習を戦略的に実施し、また、安全保障環境に即した部隊配置と部隊の機動展開を含む対処体制の構築を迅速に行うことにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、「防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の『質』及び『量』を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく」。

さらに「多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものにしていく」とされているが、この「シームレス」という言葉は、平時「グレイゾーン」有事に連続的に対応するためのキーワードとして多用されている。その意味で「戦争する国家」の「国防軍」としての自衛隊の飛躍を、明確に意識させるも

のである。「集団的自衛権」行使とからめて、こうした動きにあらためて注意し、批判の声をあげていくべきである。

(くにとみ・けんじ／反安保実行委員会)

非暴力と反軍の九条

古沢 宣慶

(4)

宮崎アニメ『風立ちぬ』のヒットにあやかっただろう、CS「日本映画専門チャンネル」が、東宝の空戦映画特集を組んだ。そのうちの一本『太平洋の翼』で、三船敏郎が源田実少将を演じた。ここでの戦闘機は、零戦ではなく紫電改である。

その源田実は、自衛隊で航空幕僚長をつとめ、退官後に長沼裁判で証人喚問された。そこで「専守防衛」は兵術的に無理」だと証言している。

この裁判ではその他に、現役の陸・海・空の三幕僚長が証言し、さらに植村英一・航空自衛隊飛行教育集団司令官、藤沢信雄・航空自衛隊幕僚監部防衛部長が喚問されている。

そして、高橋甫、山田昭、林茂夫、遠藤三郎、小山内宏の五人の軍事評論家が証言した。高橋は、元海軍中佐で、当時は日本原水協専門委員であった。彼は次のように言う。

「自衛のための戦争ならできるとか、自衛権がないというのではなく、日本が『戦争をしない』と決心したのが、この憲法であり、自衛隊のような機関を持つことを予想しているとは考えられない。」

「自衛(防衛)力とは何かといえば、自衛(防衛)のために相手を粉砕し、撃滅し、殺す暴力」である。「専守防衛」なんていうのも、国民を愚ろうするものだと考えている。」

遠藤三郎は元陸軍中將で、憲法擁護国民連合代表役員であり、次のように言う。

「軍備によって国を守るといふ考えがある限り、どうしても相手の軍備より強力な軍事体制を持つとするのは当然で、何らかの方法で一部の軍縮を実現しても、必ずどこかにはみ出して軍備拡張競争になる。それは歴史が証明している(ジュネーブの軍縮会議に参加した経緯から)。」

「国防の任務は、攻撃行動が伴わなければ達成できない。また、現在の武器では防衛だけということも絶対にはあり得ない。専守防衛も、いままでも攻撃、侵略作戦の前科を持つ日本が自衛隊にどんどん装備を増強させている現状では客観的に成り立たない。」

現実には戦争を体験した元軍人たちの「九条擁護・自衛隊否定」の証言は重みがあるし、この原点に戻ってこそ、「九条実現」運動が成り立ち得るのだと思う。

国際法の立場から、田畑茂二郎・京大教授

(当時)が証言した。今、問題になっている集団的自衛権に関わるものだから、長文になるが引用しておく。

「自衛権は、外国からの侵害に対し、それが緊急であるため他に手段がない場合、実力によって、それに対抗する国際法上の権利である。ここでいう実力は、国際法では武力と理解されている。」

国連憲章第五一条の集団的自衛権というのは、外国の武力攻撃が発生した場合、国家が個別的、または集団的に自衛する固有の権利であるが、相互援助条約を締結していれば、安全保障理事会の同意なく(大国の拒否権という障害を越えないで)それが発動できるように——という趣旨でできた規定であり、自衛権とはいわゆる、実質的には相互援助のための権利である。そうすると、これは国連の集団安全保障の中からはとらえることができない、はみ出したような体制といえる。しかも、自衛権が攻撃を受けなくても、他国を援助するために、自衛の名で武力行動を起こす国が広がるわけだから、国連を中心に国際平和を考る建て前では好ましくない。自衛権は、その発動をさしひかえることも可能だが、大変乱用される恐れが多い概念である。国連として十分な平和維持の役割を演じ得るといふ新しい理解を持てると思うが、力に対して力に対抗していくという勢力均衡とか集団安全保障方式でなく、むしろ力を使用する必要のないような状態をいかにして作るかということ